

ごみ処理の広域化計画の見直しについて

(1) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項（都道府県の責務）

H9.1 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン

～ダイオキシン類削減プログラム～（環境省）

H9.5 ごみ処理の広域化計画について（環境省）

H9.7 「ダイオキシン類対策に係るごみ処理の基本方針」について（道）

(2) 策定の経緯

平成9年当時、社会的な問題となっていたダイオキシン類について、ごみ焼却炉からの排出が総排出量の8～9割を占めていることが判明したため、国のガイドラインに基づき各都道府県が広域化計画を策定し、本計画に基づいて市町村を指導することとなった。

(3) 計画の概要

- ◇策定年月：平成9月12月（市町村は広域化計画に基づき「基本計画」及び「実施計画」を策定 → H13.2までに全ての広域化ブロックで基本計画策定）
- ◇広域化計画の期間：概ね20年
- ◇広域化ブロック：32ブロック（渡島下海岸が市町村合併により函館市に吸収され、現在は31ブロック）
→ 人口10万人を目安としてブロックを設定
- ◇基本方針：排出抑制と資源化の推進
全連続炉（100t/日以上）による焼却処理
焼却処理が困難な地域における処理
役割分担等

(4) 今後の方向性

現行の計画策定から20年以上経過したため、平成31年3月29日に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から、広域化計画の見直し検討を行うよう各都道府県あて通知。

【依頼のあった検討事項】

- ・ 持続可能な適正処理の確保
- ・ 気候変動対策の推進
- ・ 廃棄物の資源化、
バイオマス利活用の推進
- ・ 災害対策の強化
- ・ 地域への新たな価値の創出

各広域化ブロックの現状把握や課題抽出を踏まえ、将来にわたって持続可能な適正処理の体制を確保するため、費用対効果検証結果も考慮し、地域毎に最も効率的・効果的な処理方法を協議・検討し、改定後の広域化計画中で取りまとめる。

広域化・集約化の現況

1. 広域化ブロックの区割り（構成市町村数）

札幌（単独）、江別（2）、千歳（単独）、道央（6）、北石狩（2）
函館（単独）、渡島（10）、檜山（7）、奥尻（単独）
北後志（6）、南後志（14）、南空知（5）、中・北空知（15）
上川北部（8）、上川中部（9）、上川富良野（5）、西天北（5）
留萌中南部（6）、稚内（単独）、南宗谷（4）、礼文（単独）、利尻（2）
斜網（7）、北見（3）、遠紋（8）、西胆振（7）、東胆振（3）
日高・胆振東部（8）、十勝（19）、釧路（8）、根室（5）

【31ブロック】

2. 一般廃棄物処理施設数の推移

(1) 焼却施設 H10：123施設 → H30：65施設

(2) 最終処分場 H10：188施設 → H30：185施設

計画改正スケジュール

令和2年度

7月～ 現状把握、課題抽出とりまとめ（アンケート、ヒアリング等）
◇ ヒアリング結果等を踏まえ、国の検討項目の落とし込み
◇ 処理手法・施設規模の検討、費用対効果検証

3月 改正素案たたき台の作成（複数案）

令和3年度

5月～ 地元協議（振興局単位3回、ブロック単位2回）
◇ 改正素案たたき台の提示、集約化・広域化の方向性協議、
意見集約

11～2月 改正素案作成、常任委員会報告、パブリックコメント

2～3月 改正案作成、庁議（内部決裁）を経て改定計画決定

広域化・集約化検討の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

- 市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念。
- 改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要あり。
- このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要。
- また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要。

(2) 気候変動対策の推進

- 気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つ。
- 特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ。
- 廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要。
- ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

広域化・集約化検討の必要性

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

- 廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要。
- エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要。
- 廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることを期待。

(4) 災害対策の強化

- 都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要。
- また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待。

広域化・集約化検討の必要性

(5) 地域への新たな価値の創出

- 近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。
- 前述の(2)～(4)の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要。